

元日獣発第 285 号  
令和 2 年 2 月 18 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

**「特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置  
の実施に当たっての留意事項について」の全部改正について**

このことについて、令和 2 年 2 月 5 日付け元消安第 5020 号及び 5021 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、議員立法による家畜伝染病予防法の一部改正及び「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和元年 10 月 15 日農林水産大臣公表）及び「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 25 年 6 月 25 日農林水産大臣公表）の全部変更を踏まえ、「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和元年 10 月 15 日付け元消安第 2898 号農林水産省消費・安全局長通知）及び「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和元年 12 月 20 日付け元消安第 4136 号農林水産省消費・安全局長通知）を別添のとおり全部改正した旨、周知を依頼するものです。

については、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 堂領

TEL 03-3475-1601

元消安第 5020 号  
令和 2 年 2 月 5 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、引き続き、ASF の発生予防及びまん延防止措置の徹底に御協力方よろしく申し上げます。



写

元消安第 5020 号  
令和 2 年 2 月 5 日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正について

ASF（アフリカ豚コレラ）については、「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和元年 10 月 15 日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）及び「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和元年 10 月 15 日付け元消安第 2898 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「留意事項」という。）に従い、発生予防対策を進めてきたところです。

今般、議員立法による家畜伝染病予防法の一部改正及び防疫指針の全部変更を踏まえ、留意事項を別添のとおり全部改正しましたのでお知らせします。

今後も、本病の発生予防に努めていただくとともに、万が一、我が国で ASF が発生した際には、迅速かつ的確の防疫措置が講じられるよう、貴県内の体制整備に御尽力いただきますよう、お願いいたします。

元消安第 5021 号  
令和 2 年 2 月 5 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延  
防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、  
引き続き、CSF の発生予防及びまん延防止措置の徹底に御協力方よろしくお願ひします。



元 消 安 5021 号  
令和 2 年 2 月 5 日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正について

CSF（豚コレラ）については、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 25 年 6 月 26 日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）及び「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和元年 12 月 20 日付け元消安第 4136 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「留意事項」という。）に従い、発生予防及び予防的ワクチン接種等のまん延防止対策を進めてきたところです。

今般、議員立法による家畜伝染病予防法の一部改正及び防疫指針の全部変更を踏まえ、留意事項を別添のとおり全部改正しましたのでお知らせします。

今後も、本病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますよう、お願いいたします。